

能美市国土強靱化地域計画 (案)

令和3年3月

能 美 市

<目 次>

I. はじめに	1
1. はじめに	1
II. 基本的な考え方	2
1. 計画の位置づけ	2
2. 計画の期間	2
3. 基本目標	2
4. 事前に備えるべき目標	2
5. 基本的な方針	3
III. 脆弱性評価	4
1. 脆弱性評価の考え方	4
2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	5
IV. 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果、強靱化の推進方針、業績指標、関連計画等 6	6
目標 1. 人命の保護	6
1-1 大規模地震による死傷者の発生	6
1-2 大規模津波等による死傷者の発生	9
1-3 浸水及び洪水等による死傷者の発生	10
1-4 土砂災害による死傷者の発生	12
1-5 豪雪による死傷者の発生	13
1-6 情報伝達の不備や市民の認識不足等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	15
目標 2. 救助・救急・医療	16
2-1 孤立集落等の発生と長期化	16
2-2 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	18
2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞	19
2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	21
2-5 被災地における新型コロナウイルス感染症等感染症の大規模発生	23
2-6 避難所等での避難生活が困難となる事態	24
目標 3. 行政機能の確保	26
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	26
目標 4. 経済活動の継続	28
4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	28
目標 5. ライフラインの早期復旧	29
5-1 ライフライン（電気、情報通信、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止	29
5-2 地域交通ネットワークが分断する事態	31

目標 6. 二次災害防止	33
6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	33
目標 7. 地域社会・経済の復興	34
7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害化学物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が 大幅に遅れる事態	34
7-2 復旧・復興等を支える人材の不足等により復旧・復興できなくなる事態	36

V. 計画の推進 38

【別紙】能美市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業一覧

I. はじめに

1. はじめに

我が国では、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を強いられてきた。平成 23 年に発生した未曾有の大震災である東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な視点で着実に実施していくことが必要である。

こうしたことから、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。）」が公布・施行された。この中で、基本理念において、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するとされている。

基本法の前文で掲げられているように、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

また、基本法第 13 条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されている。

基本法制定以降も、日本各地で地震、台風、集中豪雨による水害、土砂災害等の様々な自然災害が多発し、甚大な被害がもたらされる状況が続いている。また、高度経済成長期に集中的に建設された公共インフラの老朽化も顕在化してきている。こうしたことから、基本法に則り、本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として本計画をここに策定するものである。

Ⅱ. 基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」にあたるものであり、下記の計画期間における本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。

2. 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

3. 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、以下の 4 項目を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

4. 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、以下の 7 項目を事前に備えるべき目標として設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑦ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5. 基本的な方針

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故や感染症等の世界的大流行（パンデミック）、テロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、気候変動の影響により水災害、土砂災害が多発していることや、ひとたび、大規模な自然災害が発生すれば、広範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」と同様に、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと本計画を策定・推進する。

- ① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード・ソフトの組み合わせによる総合的・効果的な対策に取り組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取り組みの推進を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携または役割分担して取り組む。
- ⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦ 人口減少等に起因する市民の需要の変化、気候変動、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- ⑧ 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、「能美創生総合戦略」に基づく人口減少対策と相まって、強靱化を推進する担い手を確保する。
- ⑨ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
- ⑩ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

Ⅲ. 脆弱性評価

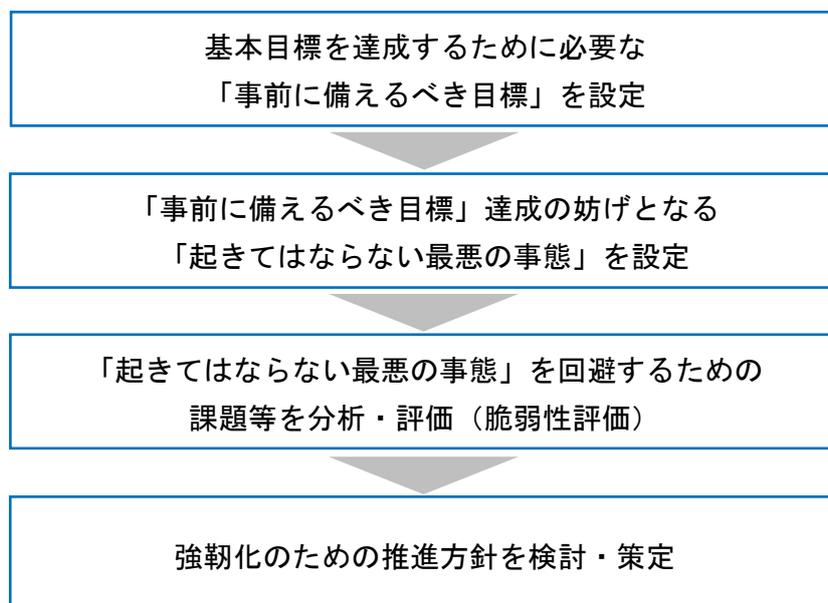
1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、我々の国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

基本計画では、「強靱化」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組み及び手順により、脆弱性評価を実施し、推進方針を検討した。

<脆弱性評価の流れ>



2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本計画においては、国及び石川県の脆弱性評価を参考に、本市の地域特性や想定されるリスクを踏まえ、先に設定した7つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による死傷者の発生
		1-3	浸水及び洪水等による死傷者の発生
		1-4	土砂災害による死傷者の発生
		1-5	豪雪による死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備や市民の認識不足等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
2	【救助・救急・医療】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	孤立集落等の発生と長期化
		2-2	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
		2-4	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-5	被災地における新型コロナウイルス感染症等感染症の大規模発生
		2-6	避難所等での避難生活が困難となる事態
3	【行政機能の確保】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	【経済活動の継続】 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
5	【ライフラインの早期復旧】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、情報通信、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークが分断する事態
6	【二次災害防止】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	【地域社会・経済の復興】 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害化学物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	復旧・復興等を支える人材の不足等により復旧・復興できなくなる事態

IV. 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果、強靱化の推進方針、業績指標、関連計画等

目標 1. 人命の保護

直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震による死傷者の発生

<脆弱性の評価>

- 1 建築物等の耐震化及び老朽化対策が必要
- 2 避難路の安全対策が必要
- 3 電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するための対策が必要
- 4 避難行動要支援者への支援体制が必要
- 5 建物密集地区等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要
- 6 通電火災対策が必要
- 7 ICTや先進の防災技術を駆使した災害対応が必要
- 8 市民一人ひとりの自助・共助意識の向上が必要
- 9 大規模盛土造成地の安定性の確認が必要

<推進方針>

- 1 建築物等の耐震化及び老朽化対策の推進
 - 大規模地震時の建築物の倒壊を防ぐためには、建築物の耐震化を図ることが重要であり、「能美市耐震改修促進計画」に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。
 - 市民に対しては、耐震診断や耐震改修工事の助成制度の周知を図り、住宅等の耐震化を進める。
 - 市が保有・管理する公共建築物については、「能美市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新に取り組む。
 - 病院や宿泊施設、共同住宅等、民間の「多数の者が利用する建築物（旧特定建築物）」についても、普及啓発活動を通じて耐震化を呼び掛けていく。
- 2 避難路の安全対策の推進
 - 地震時のブロック塀の倒壊による事故を未然に防ぐとともに、避難路の通行を確保するため、危険ブロック塀除却補助制度の周知を図り、避難路の安全対策を推進する。
 - 老朽化した空き家の倒壊による被害を防ぐため、空き家等解体費補助制度の周知を図り、老朽空き家が放置されないようにする。
 - 電柱の倒壊による道路閉塞を回避するため、緊急輸送道路及び幹線道路の無電柱化を計画的に推進する。

3 避難行動要支援者への支援体制の構築

- 災害の発生時や災害が発生するおそれのある時に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。

4 建物密集地区に対する防火対策の推進

- 建物密集地区の建築物については、市民に対し防火性能向上や防災用品配備の普及啓発を図る。
- 消火栓使用不能時の対策として、遠距離送水資機材や低水位ストレーナー、耐震性防火水槽等を整備する。
- 特に甚大な被害が見込まれる地区については、延焼遮断帯の形成を図る。

5 地域の消防力の向上

- 地域の消防力向上のため、消防団員の確保や、消防団による市民への防災意識の啓発を図るとともに、各消防団に配備している消防ポンプ車を順次更新するなど装備の強化を図る。

6 先進の防災技術の活用

- 先進の防災技術を活用し、情報通信手段の多様化や、災害用ドローンの導入により、防災体制を強化する。

7 地域の防災力・災害対応力の向上

- 地域の防災力・災害対応力向上のため、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図るとともに、防災士の育成に取り組む。

8 大規模盛土造成地の安全対策の推進

- 大規模盛土造成地の安全対策のため、盛土の現地調査、安定計算（第二次スクリーニング）を行い、滑動崩落の防止に取り組む。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
民間住宅の耐震化率	70%	90%
公共建築物の耐震化率	99%	100%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	96%	100%
年1回以上訓練を実施する自主防災組織	66.2%	100%
防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合	14.7%	20%
住宅用火災警報器の設置率	91%	100%
消防団員数	122人	132人
第二次スクリーニングの実施数	0件	6件

<関連計画等>

- 能美市地域防災計画（平成31年3月修正）
- 能美市耐震改修促進計画（平成28年3月改訂）
- 能美市公共施設等総合管理計画（平成30年10月改訂）

1-2 大規模津波等による死傷者の発生

<脆弱性の評価>

- 1 津波浸水想定を検証が必要
- 2 市民一人ひとりの避難方向・避難場所の正しい知識が必要
- 3 海岸保全施設の整備等による高潮対策や侵食対策等が必要
- 4 市民一人ひとりの自助・共助意識の向上が必要

<推進方針>

- 1 津波からの確実な避難をするための各種取り組みの推進
 - 県による津波浸水想定の見直しに合わせて、津波ハザードマップや津波避難計画を継続的に見直し、更新を行う。
 - 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動を周知する。
 - 防災行政無線戸別受信機の整備や各種ICTの活用により、情報収集・伝達体制を強化する。
 - 消防団や自主防災組織等の安全を確保するため、津波が到達する前に撤退するよう、時間や伝達方法等の退避ルールを確立する。
 - 高齢者や障害者の防災安全対策の促進や、早めの避難行動に関する啓発、支援等を推進する。
- 2 高潮対策や侵食対策等に向けた取り組みの推進
 - 高潮対策や侵食対策等として、堆砂効果を有する離岸堤等による前浜の形成維持、海岸堤防等の海岸保全施設整備を国及び県と連携を図りながら促進する。
- 3 地域の防災力・災害対応力の向上
 - 地域の防災力・災害対応力向上のため、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図るとともに、防災士の育成に取り組む。(1-1 再掲)

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
年1回以上訓練を実施する自主防災組織(1-1再掲)	66.2%	100%

<関連計画等>

- 能美市津波ハザードマップ(平成25年3月)
- 能美市地域防災計画(平成31年3月修正)
- 能美市津波避難計画(平成27年3月)

1-3 浸水及び洪水等による死傷者の発生

<脆弱性の評価>

- 1 幹線排水路の整備等による浸水対策が必要
- 2 河川改修の整備等による浸水対策が必要
- 3 農業水利施設の改修や補強が必要
- 4 開発行為等に対する雨水流出抑制対策が必要
- 5 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要
- 6 要救助者に対する救助体制の構築が必要
- 7 浸水想定区域の検証と周知・啓発が必要
- 8 市民と地域（自助・共助）の災害対応力の向上が必要

<推進方針>

- 1 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進
 - 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負担増大とこれまでの浸水被害等を踏まえ、必要な雨水幹線の整備を計画的に実施する。
 - 幹線排水路等の整備・河道掘削による浸水対策を推進する。
 - 鍋谷川、館谷川、八丁川、西川、熊田川の改修等を推進する。
 - 農業水利施設の計画的な改修・補強等を図る。
 - 新たな開発行為等において、適切な雨水調整池又は雨水浸透柵等の整備を推進する。
 - 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。
- 2 各種機関との連携強化
 - 浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制を構築する。
- 3 防災情報の的確な伝達
 - 必要に応じて洪水ハザードマップを継続的に見直しする。
 - 防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）等を用いて気象情報を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインや避難計画の策定・更新を行う。
 - 死傷者の発生を避けるには、的確な情報の把握が重要であるため、水防団等による巡視強化を図る。
- 4 地域の防災力・災害対応力の向上
 - 地域の防災力・災害対応力向上のため、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図るとともに、防災士の育成に取り組む。（1-1 再掲）
 - 浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を促進し、施設利用者の円滑な避難の確保を図る。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
森林整備地域活動支援交付金事業による森林整備面積	603ha	715ha
年1回以上訓練を実施する自主防災組織(1-1再掲)	66.2%	100%
年1回以上訓練を実施する浸水想定区域内の要配慮者 利用施設	68.2%	100%

<関連計画等>

- 能美市洪水・土砂災害ハザードマップ(令和2年2月)
- 能美市水防計画(令和2年6月見直し)
- 能美市公共下水道事業経営戦略(平成31年2月)
- 能美市地域防災計画(平成31年3月修正)

1-4 土砂災害による死傷者の発生

<脆弱性の評価>

- 1 土砂災害等の発生を未然に防止するための対策が必要
- 2 土砂災害警戒区域の検証と周知・啓発が必要
- 3 市民と地域（自助・共助）の災害対応力の向上が必要

<推進方針>

1 土砂災害への対応の強化

- 土砂災害警戒区域の安全対策として、森林等の保全管理対策や土石流対策、急傾斜崩壊対策等による整備を県と連携し推進する。
- 土砂災害ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メール等により迅速な情報を提供する。
- 土砂災害に伴う避難勧告等の発令基準を予め定めることで、市民に対する迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。

2 地域の防災力・災害対応力の向上

- 地域の防災力・災害対応力向上のため、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図るとともに、防災士の育成に取り組む。（1-1 再掲）
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を促進し、施設利用者の円滑な避難の確保を図る。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
年1回以上訓練を実施する自主防災組織（1-1 再掲）	66.2%	100%
年1回以上訓練を実施する土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	40.0%	100%

<関連計画等>

- 能美市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和2年2月）
- 能美市地域防災計画（平成31年3月修正）

1-5 豪雪による死傷者の発生

<脆弱性の評価>

- 1 道路管理者間（国・県・市・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要
- 2 緊急車両の出動や、消防水利の確保が必要
- 3 町会・町内会をはじめとした、市民の協力体制が必要
- 4 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援が必要
- 5 除雪機械を常に安定して稼働できる状態に維持管理をするため、除雪機械の計画的な長寿命化が必要
- 6 狭隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新が必要
- 7 交通対策に向けた取り組みの強化が必要

<推進方針>

1 除雪体制の強化

- 降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断し、10cm以上の降雪により出動する。
- 大雪注意報や大雪警報などの防災気象情報での対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制を構築する。
- 雪道ネットワーク、幹線市道（バス路線、緊急避難道路等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
- 民間の除雪業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、除雪体制の整備を図る。
- 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な箇所の除雪を実施する。
- 住民や町会・町内会をはじめとする各種団体による除雪の協力を促進するとともに、町会・町内会の乗用除雪機械の購入費用及び作業免許取得費の一部を補助する。
- 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯に対し、屋根雪下ろし業者や団体等を紹介するとともに、補助制度の周知を図る。
- 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
- 急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、必要に応じて凍結防止剤の散布を行い、スリップ事故等の防止に努める。

2 大雪対策の推進

- 市が保有する除雪機械の使用年数延伸による老朽化と故障発生の増加が課題となる中、適切な維持管理・計画的な更新を行う。
- 消融雪施設の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新を行う。

3 交通対策に向けた取り組みの推進

- コミュニティバスの運行状況等を適宜的確に把握し、問合せ等への対応や広報を行う。
- 道路渋滞が発生した際には、ラジオ・ホームページ等により渋滞情報を広報周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
能美市道路除雪実施計画の見直し	実施	実施

<関連計画等>

- 能美市道路除雪実施計画（令和2年11月見直し）
- 能美市地域防災計画（平成31年3月修正）

1-6 情報伝達の不備や市民の認識不足等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生

<脆弱性の評価>

- 1 住民等への情報伝達体制の強化が必要
- 2 市民の情報取得と正しい判断、行動を向上させる取り組みが必要

<推進方針>

1 住民等への情報伝達体制の強化

- 避難指示等の防災情報伝達の速達性・確実性を向上させるため、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート、緊急速報メール、SNS等、ICTを活用して伝達手段の多重化、充実強化を図る。
- 北陸先端科学技術大学院大学で学ぶ留学生や市内企業で働く外国人等に配慮し、外国語に対応した避難誘導案内板や各種ハザードマップなどの整備を推進する。

2 防災意識の向上及び防災活動の推進

- 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。
- 防災士をはじめとする地域の防災リーダー育成や、事業者の業務継続計画の策定を促進するなど、様々な対策により避難意識の向上を図る。
- 実践的な避難訓練や実技訓練を通して、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進する。また、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を発信する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を図る。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
市からの防災情報を取得する手段を有している市民	75.6%	100%
年1回以上訓練を実施する自主防災組織（1-1再掲）	66.2%	100%
自主防災組織の結成数	98.6%	100%

<関連計画等>

- 能美市地域防災計画（平成31年3月修正）

目標 2. 救助・救急・医療

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 孤立集落等の発生と長期化

<脆弱性の評価>

- 1 電気・水道等のライフラインの断絶対策が必要
- 2 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認しておくことが必要
- 3 迂回路を確保するための支援道路（既存道路を含む）の整備が必要
- 4 道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要
- 5 大雪に備えた中山間地域における雪害対策が必要
- 6 除雪機械を常に安定して稼働できる状態に維持管理をするため、除雪機械の計画的な長寿命化が必要
- 7 狭隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新が必要
- 8 孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要

<推進方針>

- 1 関係機関との連携
 - 災害時のライフラインの断絶を防止するため、上下水道施設の耐震化を進めるとともに、電力・情報通信業者等の関係機関と連携し、協定の締結、代替手段の確保を促進する。
- 2 道路ネットワークの確保
 - 孤立集落の発生を防止するため、緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。
 - 緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。
 - 特に中山間地域については、幹線道路以外の迂回路を確保するため、幹線道路以外の橋梁の耐震化や狭隘道路の改良、迂回路となり得る農道・林道の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新を行う。
- 3 道路施設の維持管理
 - 長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含）、舗装改修、舗裝修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のLED化を計画的に推進する。

4 大雪対策の推進

- 民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 市が保有する除雪機械の使用年数延伸による老朽化と故障発生が増加が課題となる中、適切な維持管理・計画的な更新を行う。(1-5 再掲)
- 消融雪施設の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新を行う。(1-5 再掲)

5 孤立集落への迅速な対応の実施

- 被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう、町会・町内会と事前に調整を図る。
- 孤立が予想される集落に対しては、事前に連絡手段、世帯情報等を調査し、台帳や地図情報として整備、記録する。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の橋梁耐震化率	33%	50%

<関連計画等>

- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）
- 能美市道路除雪実施計画（令和2年11月見直し）
- 能美市林道施設長寿命化計画（平成30年2月）

2-2 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

<脆弱性の評価>

- 1 災害時にも強い医療体制や搬送体制の整備が必要
- 2 医療・福祉施設の耐震化や防火体制の強化が必要
- 3 救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認しておくことが必要
- 4 道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

<推進方針>

- 1 医療・福祉機能等の整備
 - 医療施設の耐震化や業務継続計画の策定、災害時医療活動資機材の整備、ヘリポートの整備等、災害時の医療体制や搬送体制の整備を推進する。
 - 社会福祉施設の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、取り組みを推進する。
- 2 道路ネットワークの確保
 - 救急・救命活動や支援物資の輸送等を迅速に行うため、緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。
 - 緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。(2-1 再掲)
- 3 道路施設の維持管理
 - 長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含）、舗装改修、舗裝修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のLED化を計画的に推進する。(2-1 再掲)

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
能美市立病院業務継続計画の策定	未策定	策定済
緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の橋梁耐震化率(2-1 再掲)	33%	50%

<関連計画等>

- 能美市耐震改修促進計画（平成28年3月改訂）
- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）
- 能美市地域防災計画（平成31年3月修正）

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞

<脆弱性の評価>

- 1 救助・救急機関が機能を維持するための対策が必要
- 2 救助・救急機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
- 3 消防水利の整備が必要
- 4 警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制構築が必要
- 5 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
- 6 浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要
- 7 救助活動に支障を来さない道路整備が必要
- 8 市民や地域の力による災害対応力の向上が必要
- 9 救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認しておくことが必要
- 10 道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

<推進方針>

1 応急活動を担う機関の機能強化

- 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実に推進する。
- 通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実、強化する。
- 地震により消火栓が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る。

2 応急活動の効率的な展開

- 災害対策本部・消防・警察・自衛隊等の救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。
- 災害発生時に対策本部や救助・救急機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。
- 救命ボートを利用した講習・訓練等の取り組みにより、浸水区域に取り残された市民が安全に浸水区域外に避難できる体制を構築する。
- 電柱の倒壊による道路閉塞を回避するため、緊急輸送道路及び幹線道路の無電柱化を計画的に推進する。(1-1 再掲)
- 救助活動や緊急車両通行の空間を確保するため、道路拡幅(路肩拡幅含む)を推進する。
- 消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図る。
- バイスタンダー(救急場所に居合わせた市民)の育成や地域防災力の強化を推進する。

3 道路ネットワークの確保

- 救急・救命活動等を迅速に行うため、緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。
- 緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。(2-1 再掲)

4 道路施設の維持管理

- 長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含）、舗装改修、舗裝修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のLED化を計画的に推進する。(2-1 再掲)

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合（1-1 再掲）	14.7%	20%
バイスタンダーの育成	6,600人	11,600人
緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の橋梁耐震化率（2-1 再掲）	33%	50%

<関連計画等>

- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）
- 能美市地域防災計画（平成31年3月修正）

2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<脆弱性の評価>

- 1 家庭、事業所での生活必需物資の備蓄が必要
- 2 応援協定業者と連携し緊急調達の仕組みづくりが必要
- 3 上水道の耐震化や応急給水体制の整備が必要
- 4 救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認しておくことが必要
- 5 道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

<推進方針>

- 1 家庭や地域、事業所における非常用備蓄の推進
 - 家庭や地域、民間事業所での備蓄を啓発し、地域団体や民間事業者等と連携して備蓄を推進する。
 - 生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化する。
- 2 上水道の応急給水体制の整備
 - 上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進する。
 - 各種資機材の整備等による応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。
- 3 道路ネットワークの確保
 - 支援物資の輸送等を迅速に行うため、緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。
 - 緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。(2-1 再掲)
- 4 道路施設の維持管理
 - 長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含）、舗装改修、舗裝修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のLED化を計画的に推進する。(2-1 再掲)

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
全管路の耐震適合率	7.0%	9.8%
緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の橋梁耐震化率(2-1 再掲)	33%	50%

<関連計画等>

- 能美市地域防災計画（平成 31 年 3 月修正）
- 能美市水道事業経営戦略（平成 31 年 2 月）
- 能美市橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月）

2-5 被災地における新型コロナウイルス感染症等感染症の大規模発生

<脆弱性の評価>

- 1 避難所における感染症の予防対策が必要
- 2 災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要
- 3 下水道施設の耐震化が必要

<推進方針>

1 避難所で感染症対策の推進

- 集団避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、避難所における飛沫感染防止用品や手指消毒剤等の衛生用品の整備を推進する。
- 平時から感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進する。

2 災害時におけるトイレの調達手段の確立

- 災害時に起こりうる事態を想定して携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進するとともに、災害時におけるトイレ調達手段の確立を図る。

3 下水道施設の耐震化

- 大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、市民の生命・財産に係る事態を生じる恐れがあるため、下水道施設の計画的な耐震化を推進する。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
重要な下水道管きよの耐震化率	57.6%	100%

<関連計画等>

- 能美市地域防災計画（平成31年3月修正）
- 能美市公共下水道事業経営戦略（平成31年2月）
- 能美市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年9月改定）
- 能美市避難所運営マニュアル（令和2年6月改定）

2-6 避難所等での避難生活が困難となる事態

<脆弱性の評価>

- 1 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- 2 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- 3 避難生活の長期化に対応できる避難所づくりが必要

<推進方針>

1 迅速な避難所の開設及び運営

- 市職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
- 各地区において避難所運営協議会の設立を促進し、共助による自主的な避難所運営を推進する。
- 指定避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実・分散配置により、避難所施設の機能向上を図る。
- 要配慮者に対して事前の避難先・避難方法の確認を行うとともに、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設との協定の締結を推進する。
- 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導體制を整備する。

2 避難生活の長期化に対する支援体制の整備

- 避難生活の長期化に備え、指定避難所に通信設備・発電機・資機材等を整備し、避難所施設の機能向上を図るとともに、災害情報や安否確認等の情報支援を行う。
- 避難所での多様なニーズや要支援者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場の提供・整備を推進する。また、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア等、避難生活での命の危険を回避する避難所体制を整備する。
- 被災者の早期の生活再建を支援するため、応急仮設住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。
- 備蓄資材の保管や支援物資の受け入れ等の拠点となる施設や屋外避難者の受け入れ、仮設住宅予定地、更に支援部隊の駐留なども想定した防災拠点広場を整備する。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
災害対応力強化訓練に参加する職員	100%	100%
指定避難所の初動に必要な資機材の現地配備	11箇所	35箇所
屋外避難所(テント村)を開設する予定の箇所数	0箇所	2箇所

<関連計画等>

- 能美市地域防災計画（平成 31 年 3 月修正）
- 能美市避難所運営マニュアル（令和 2 年 6 月改定）

目標 3. 行政機能の確保

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

<脆弱性の評価>

- 1 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要
- 2 庁舎の耐震化や室内安全対策等、防災機能の強化が必要
- 3 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要
- 4 情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要
- 5 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要
- 6 支援の受入れに向けた体制づくりが必要

<推進方針>

1 行政機能の機能保持

- 「能美市業務継続計画」に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。
- 庁舎や公共施設の耐震化をはじめ、室内安全対策、各種データの喪失対策を推進する。
- 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等、災害時の通信手段の多重化を図る。
- 庁舎の機能不全に備え、防災センターに災害対策本部の代替機能を整備し、災害対応拠点の複線化を図る。
- 被災者の早期の生活再建に必要な応急危険度判定、り災証明の発行を早期に行うための体制を整備する。

2 支援人員の受入れ体制の構築

- 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備等、支援人員の受け入れ体制を構築する。
- 応急活動の長期化による職員の身体的・精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
基幹業務におけるデータセンター等耐震施設へのデータバックアップを実施しているシステムの割合（新規・更新含む）	100%	100%

<関連計画等>

- 能美市地域防災計画（平成 31 年 3 月修正）
- 能美市業務継続計画（平成 31 年 3 月）

目標 4. 経済活動の継続

経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

<脆弱性の評価>

- 1 企業の事業継続計画の策定等、企業が事業活動を継続するための取り組みが必要
- 2 緊急時にも生産拠点相互や物流拠点をつなぐ、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを確保しておくことが必要
- 3 道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

<推進方針>

- 1 事業者による事業継続計画策定の促進
 - 事業者による事業継続計画の策定や建物の耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取り組みを促進する。特に中小企業については、事業継続力強化計画の策定を推奨する。
- 2 道路ネットワークの確保
 - 物流の寸断を防ぐため、緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。
 - 緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。(2-1 再掲)
- 3 道路施設の維持管理
 - 長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含）、舗装改修、舗裝修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のLED化を計画的に推進する。(2-1 再掲)

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
事業継続力強化計画の認定事業者数	5社	30社
緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の橋梁耐震化率(2-1再掲)	33%	50%

<関連計画等>

- 能美市橋梁長寿命化修繕計画(令和2年3月)
- 能美市事業継続力強化支援計画(令和2年4月)

目標5. ライフラインの早期復旧

ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 ライフライン（電気、情報通信、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

<脆弱性の評価>

- 1 上水道施設の耐震化が必要や応急給水体制の整備が必要
- 2 下水道施設の耐震化が必要
- 3 広域的な応援体制の構築や業務継続計画に基づく事前の対策が必要
- 4 電力・情報通信業者との情報共有体制の整備が必要
- 5 燃料供給業者との連絡体制の連携強化が必要
- 6 安全装置を装着した燃焼機器の普及促進が必要

<推進方針>

- 1 上水道施設の耐震化の推進
 - 上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進する。(2-4再掲)
- 2 下水道施設等の耐震化及び更新の促進
 - 下水道施設の計画的な維持管理、耐震化及び更新を促進する。
- 3 給水対策の強化
 - 迅速な応急給水や災害応急対策を実施するため、各種資機材や情報伝達機器の整備を進めるとともに、広域的な応援体制の構築や対策訓練、業務継続計画に基づくリスク対策の実施により、実効性を高めていく。
- 4 代替手段の確保
 - 電力や情報通信の不通に備え、防災拠点や避難所等において、固定電話や携帯電話等に代わる通信機器や非常用電源等の整備を推進する。

5 各種事業者との連携強化

- 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。
- 電力の不通時に、電源車や非常用発電機等の優先配備を必要とする地域や施設を早急に定め、迅速かつ円滑に配備できるよう、国や県、電気事業者等との連携体制を構築する。
- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。

6 減災への取り組みの推進

- 石油やガス機器の耐震化、マイコンメーターや感震ブレーカーの設置促進等、減災に繋がる安全機器の対策を推進する。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
全管路の耐震適合率(2-4再掲)	7.0%	9.8%

<関連計画等>

- 能美市水道事業経営戦略(平成31年2月)
- 能美市公共下水道事業経営戦略(平成31年2月)
- 能美市地域防災計画(平成31年3月修正)

5-2 地域交通ネットワークが分断する事態

＜脆弱性の評価＞

- 1 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認しておくことが必要
- 2 緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要
- 3 除雪機械を常に安定して稼働できる状態に維持管理をするため、除雪機械の計画的な長寿命化が必要
- 4 狭隘な道路において円滑な除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新が必要
- 5 道路ネットワークを確実に確保するため、道路施設の適切な維持管理が必要

＜推進方針＞

- 1 道路ネットワークの確保
 - 地域交通の分断を防ぐため、緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築を推進する。
 - 緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の防災・減災対策を推進し、橋梁の耐震化や計画的な補修を行う。(2-1 再掲)
- 2 複数の輸送ルートの確保
 - 中山間地域については、孤立集落の発生を防止するため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な整備を行う。
- 3 大雪対策の推進
 - 市が保有する除雪機械の使用年数延伸による老朽化と故障発生の増加が課題となる中、適切な維持管理・計画的な更新を行う。(1-5 再掲)
 - 消融雪施設の適切な維持管理・修繕を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新を行う。(1-5 再掲)
- 4 道路施設の維持管理
 - 長寿命化計画等に基づき、点検や更新を含めた適切な維持管理を行うこととし、道路構造物（橋梁、大型カルバート）の補修（撤去含）、舗装改修、舗裝修繕、照明や標識等の道路附属物の修繕、照明のLED化を計画的に推進する。(2-1 再掲)

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
緊急輸送道路、幹線道路及び高速道路をまたぐ跨道橋の橋梁耐震化率(2-1再掲)	33%	50%

<関連計画等>

- 能美市橋梁長寿命化修繕計画(令和2年3月)
- 能美市道路除雪実施計画(令和2年11月見直し)
- 能美市地域防災計画(平成31年3月修正)
- 能美市林道施設長寿命化計画(平成30年2月)

目標 6. 二次災害防止

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<脆弱性の評価>

- 1 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理の推進が必要
- 2 災害に強い森林づくりが必要
- 3 新たな農林業の担い手の確保、育成が必要

<推進方針>

- 1 農地・農業水利施設等の保全管理の推進
 - 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落の増加を推進する。
- 2 災害に強い森林づくりの推進
 - 森林の公益的機能を持続的に発揮していくため、水源の涵養機能、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進、県産材の利用促進等を図るための森林施業を推進する。
- 3 農林業の担い手の確保・育成
 - 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や大規模農業者、家族経営などの多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取り組みを推進する。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
多面的機能支払制度の加入地区数	43 地区	47 地区
地元産材の住宅建築数	44 件	55 件

<関連計画等>

- 能美市農業振興地域整備計画（平成20年5月）
- 能美市における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（令和2年6月）
- 能美市森林整備計画（平成29年4月）

目標 7. 地域社会・経済の復興

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害化学物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<脆弱性の評価>

- 1 災害廃棄物処理計画による体制整備が必要
- 2 災害廃棄物の適切な処理ルートの確立が必要
- 3 災害廃棄物の一次仮置場の確保が必要
- 4 廃棄物処理業者との連携による災害時処理体制の構築が必要
- 5 大量の廃棄物を最終処分するため国、県、他市町との連携や支援が必要
- 6 有害物質の漏えい等の防止対策についての周知が必要

<推進方針>

- 1 災害廃棄物の処理対策の推進
 - 災害廃棄物処理計画による円滑な処理体制の整備を推進する。
 - 適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、災害廃棄物の適切な処理ルートを確認する。
 - 災害廃棄物の一次仮置場を確保し、分別搬入の周知等のスムーズな運営体制を構築する。
 - 民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する。
 - 大規模災害時には、他市町との相互応援協定や、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき連携・支援を行えるよう、他市町間での支援の調整を行う。
- 2 有害物質の漏えい等の防止対策の構築
 - 有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有し、市民に対して適切に周知できる体制を構築する。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
一次仮置場の面積	0 m ²	50,000 m ²
災害廃棄物処理応援協定の締結数（民間団体等）	0 団体	5 団体

<関連計画等>

- 能美市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 12 月）
- 第 9 期能美市分別収集計画（令和元年 5 月）
- 能美市災害廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月）
- 能美市地域防災計画（平成 31 年 3 月修正）

7-2 復旧・復興等を支える人材の不足等により復旧・復興できなくなる事態

<脆弱性の評価>

- 1 市民一人ひとりの災害対応力の向上が必要
- 2 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要
- 3 災害ボランティアの活動環境を整備することが必要
- 4 建設業者の担い手の確保や育成に取り組むことが必要
- 5 建設業界等との緊急時における協定に基づき、発災時に適切な行動がとれるよう体制を整備することが必要

<推進方針>

- 1 市民一人ひとりの災害対応力の向上
 - 災害が発生すると、行政による「公助」には一定の限界があるため、自分の身は自分で守る「自助」、住民同士が助け合う「共助」といった地域での取り組みを推進する。
- 2 自主防災組織の強化
 - 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士の育成やスキルアップを図るとともに、自主防災組織アドバイザーを活用し組織の活性化を図る。
 - 自主防災組織のランクアップを図るために、活動実績等による評価制度を導入し、組織の機能を強化する。
- 3 災害ボランティアの活動環境の整備
 - 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図る。
 - 災害時にボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを育成していく。
- 4 建設産業の担い手確保・育成
 - 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。
- 5 建設業界等との応急復旧体制の強化
 - 建設業協会や建設コンサルタント協会等との緊急時における協定に基づき、発災時に適切な行動がとれるよう、災害訓練を実施するなど、平常時から応急復旧体制を整備する。
 - 早期復旧等に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。

<業績指標>

業績指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
年1回以上訓練を実施する自主防災組織(1-1再掲)	66.2%	100%
防災士数	275人	425人

<関連計画等>

- 能美市地域防災計画(平成31年3月修正)

V. 計画の推進

計画の推進にあたっては、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針で設定した業績指標等により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取り組みの進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする。